

農地転用許可申請に際しての留意事項

1	申請書 (4条申請 3部提出) (5条申請 4部提出)	・朱肉を使用した印鑑を押印し、捺印をする。(シャチハタは不可) ・備考欄(電話番号を記入。使用貸借権の設定・贈与は続柄を記入・遠隔地の申請人の場合は勤務先を鉛筆で記入)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
2	住民票 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・申請者が町外在住の場合添付。(住所確認のため)	<input type="checkbox"/>	
3	土地登記簿謄本 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・仮登記、抵当権等が設定されている場合は抹消する。 (抹消できない場合は、権利者の同意書又は理由書を添付。)	<input type="checkbox"/>	
4	農用地区除外証明書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・渡瀬・原新田・熊野堂の一部・元原・矢納は不要。 ・農用地区域内で農業用施設用地に転用する場合は、農振法による用途変更をし、その証明書を添付。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
5	位置図 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・1万分の1程度の縮尺の地図 (1:10000神川町白図のコピーでも可)	<input type="checkbox"/>	
6	付近の近況図 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・申請地を中心に100m位の範囲の概要を記入。 (住宅地図のコピーでも可)	<input type="checkbox"/>	
7	公図の写し (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・地番、地目を記入。	<input type="checkbox"/>	
8	配置図 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・建物、施設の面積を記入。 ・申請地で建物、施設の配置や距離関係がわかるように表示。 (資材置場の場合は、資材の内容と置場の明示。駐車場の場合は、車の配置を記入)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
9	設計図 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・平面図(建築面積のわかるもの) ・施設の規模が大きい場合は詳細な図面を添付。 ・立面図	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
10	事業計画書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・個人住宅は不要。 ・事業内容についてはできるだけ詳しく記載。 ・資材置場の場合は、設置に係る資料を添付。 ・農業用倉庫(作業場)の場合は、建設に係る資料を添付。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
11	理由書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・町外に居住する人が申請する場合に添付。 ・現在の勤務地、家族構成、申請地を選んだ理由等を記入。 ・転用済地を他の目的で再度転用する場合に添付。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
12	法人(団体)の申請 (NPO法人も同様) (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・法人登記簿謄本 ・定款(寄付行為又は規約) ・取締役会等の議事録の写し ・最終決算期の決算報告書	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
13	資金計画書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・建築費、土地購入費、設備費等の内容及び自己資金、借入金の内訳を記入	<input type="checkbox"/>	
14	資金裏付証明書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部) (原本確認できれば写し2部でも可)	・預金残高証明、融資証明、住宅ローン申込書等 ・資金計画に見合う額のもの。 ・住宅金融公庫を利用する場合は公庫への申込書の写し	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
15	見積書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・請負業者あるいは2級建築士以上の資格のあるものが作成した見積書(税込価格。)	<input type="checkbox"/>	
16	土地改良区意見書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・神川土地改良区の地域内にある場合。 ・九郷阿保領用土地改良区の受益地にある場合。 ・上里幹線土地改良区の受益地にある場合。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
17	隣地の同意書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・畜産関係及び資材置場等の場合は、隣接する農地の所有者(耕作者)の同意書。 ・畜産関係の申請の場合には隣接地だけでなく周辺の同意を出来る限りもらうようにする。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
18	関係機関との調整 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部) (原本確認できれば写し2部でも可)	・河川管理者、水利権者、漁業権者の同意。 ・埋蔵文化財に関係する場合は、町生涯学習課文化財担当と協議。 ・開発協議適合通知書(1000㎡以上の申請、町建設課と協議) ・開発行為許可通知書(3000㎡以上の申請、県熊谷建築安全センターと協議)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
19	現場写真 (4条・5条申請 2部提出)	・転用目的が山林の場合、拡張・追認の場合に添付。	<input type="checkbox"/>	
20	その他 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・建売住宅を目的とした申請の場合には、宅地建物取引業者登録証明書の写し及び建設業者登録証明書又は通知書の写しを添付。 ・一時転用の期間は3年以内で復元計画書及び念書を添付。 ・一時転用の申請地が農用地区内の場合、農振農用地適合証明を添付。 ・農家住宅移転の場合は、経営状況調査書および跡地利用についての理由書を添付。	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	
21	委任状(代理人)		<input type="checkbox"/>	

申請書の締切は、毎月10日午後5時までです。
(10日が土、日、祝日の場合は、翌開庁日の正午までとなります。)

神川町農業委員会
TEL:0495-77-0703

農地転用許可申請に際しての留意事項(太陽光発電関係)

1	申請書 (4条申請 3部 提出) (5条申請 4部 提出)	・朱肉を使用した印鑑を押印し、捨印をする。(シャチハタは不可) ・申請書の余白に、連絡先・電話番号等を記入。
2	住民票 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	申請者が町外在住の場合添付。(住所確認のため)
3	土地登記簿謄本 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・仮登記、抵当権等が設定されている場合は抹消する。 (抹消できない場合は、権利者の同意書又は理由書を添付。)
4	農用地区除外証明書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・渡瀬・原新田・熊野堂の一部・元原・矢納は不要。
5	位置図 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・1万分の1程度の縮尺の地図 (1:10000神川町白図のコピーでも可)
6	付近の近況図 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・申請地を中心に100m位の範囲の概要を記入。 (住宅地図のコピーでも可)
7	公図の写し (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・地番、地目を記入。
8	配置図 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・施設の面積を記入。 ・申請地で施設の配置や距離関係がわかるように表示。 ・フェンスの配置図、冬至の断面図等
9	設計図 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・平面図で可(面積のわかるもの) ・基礎の構造等がわかるものを添付。
10	事業計画書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・事業内容についてはできるだけ詳しく記載。 ・この農地を選択した理由を記載。(雑種地・山林等の検討)
11	経済産業省の認定通知書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部・原本確認できれば写し2部でも可)	・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条第2項に基づき発行された認定通知書の写し
12	東京電力との接続検討回答書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部・原本確認できれば写し2部でも可)	・受給契約書があればなお可。 (東京電力の受付の確認ができる申込書でも可)
13	法人(団体)の申請 (NPO法人も同様) (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・法人登記簿謄本(目的に太陽光発電事業の記載があること) ・定款(目的に太陽光発電事業の記載があること) ・取締役会等の議事録の写し ・最終決算期の決算報告書
14	資金計画書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・建築費、土地購入費、設備費等の内容及び自己資金、借入金の内訳を記入
15	資金裏付証明書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部・原本確認できれば写し2部でも可)	・預金残高証明、融資証明、ローン申込書等 ・資金計画に見合う額のもの。
16	見積書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・請負業者が作成した見積書(税込み価格の見積。) ・フェンス費用も含んだ見積書。 ・終了時の解体費等見積書。
17	売電試算表 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・投資した分だけいつ回収ができて、いつ頃利益になるか確認するため。
18	隣地の同意書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・周辺の状況等を考慮して必要と判断した場合は隣地の同意書。
19	土地改良区意見書 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・神川土地改良区の地域内にある場合。 ・九郷阿保領用土地改良区の受益地にある場合。 ・上里幹線土地改良区の受益地にある場合。
20	関係機関との調整 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部) (原本確認できれば写し2部でも可)	・河川管理者、水利権者、漁業権者の同意。 ・埋蔵文化財に関係する場合は、町生涯学習課文化財担当と協議。 ・開発協議適合通知書(1000㎡以上の申請、町建設課と協議) ・開発行為許可通知書(3000㎡以上の申請、県熊谷建築安全センターと協議)
21	その他 (4条・5条申請 2部提出) (原本1部・複本1部)	・一時転用の期間は3年以内で復元計画書及び念書を添付。 ・一時転用の申請地が農用地区内の場合は、農振農用地適合証明を添付。 ・代理人の委任状(行政書士による)

申請書の締切日は、毎月10日です。
(10日が土、日、祝日の場合は、翌開庁日の正午までとなります。)

神川町農業委員会(神川町経済観光課内) 0495-77-0703